

提出書類	<p>① 「工事請負(売買)契約書」の写し又は「契約締結予定通知書」の写し (「契約締結予定通知書」による場合は、<u>払戻しの日から2ヵ月以内</u>に「工事請負契約書」の写し 又は「売買契約書」の写しを提出しなければなりません。 提出がない場合は、目的外の払戻しとなり5年間の遡及課税が課されますのでご注意ください。)</p> <p>② 「住宅の登記簿謄(抄)本」の写し(=「登記事項証明書」の写し) } ※入手後3ヵ月以内のものでないと受付しない金融機関 ③ 「住民票」(コピーは不可) } がありますので、金融機関に必ず確認してください。</p> <p>※ 増改築等の場合は、上記の他「建築確認済証」の写し、「検査済証」の写し、建築士の「増改築等 工事証明書」の写し(工事費用が75万円超100万円以下の場合は、工事施工者の確認による 「増改築等工事完了届」でよい)のいずれか一つが必要です。</p> <p>※ 令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に建築確認を受けた認定住宅等(認定長期優良 住宅・認定低炭素住宅・ZEH水準省エネ住宅および省エネ基準適合住宅)の場合は、それである ことが確認できる書類の提出が必要</p> <p>※ 金融機関によっては、この他の書類が必要な場合がありますので、金融機関に必ず確認してください。</p>
------	---